

動物検疫の課題（人や物の移動の増加と多様化）

小倉弘明[†]（農林水産省動物検疫所長）



1 動物検疫はじまり

検疫（Quarantine）は、14世紀のヨーロッパでペストが大流行した際、港に着いた船を40日間（イタリアの方言でQuarantena）留め置いたのがはじまりとのこと。そのペストの日本での発生は、19世紀の終わり明治33年になってからとされている。

わが国での動物検疫のはじまりは、鎖国もとかれて間もない明治4年、牛疫の侵入防止のため牛や皮の輸入を禁止した太政官布告とされ、その後も海外からさまざまな病気が入ってきて、明治29年には獣疫予防法が制定されて本格的な動物検疫が開始されている。

また、動物検疫組織は、かつて海港の一施設として県や税関などの所管として設置されていたが、戦後、水際の防疫は国内防疫と一体であるべきとの考えから農林省（当時）所管となり、昭和27年に現在の動物検疫所として発足している。動物や畜産物の輸入も、戦後の復興、食生活の多様化の中で増加し、物流の面でも航空機輸送、海上コンテナの一般化などがあり、折々、しくみ、対応を見直しながら動物検疫は続けられている。

2 動物検疫所の組織と役割

動物検疫所は横浜に本所を置き、平成29年度には新千歳空港に北海道・東北支所も新設される予定で、8支所（北海道・東北、成田、羽田空港、中部空港、関西空港、神戸、門司、沖縄）、16出張所4分室の体制となり、定員も490人規模の組織になる。

動物検疫所は、水際防疫と国内防疫支援の二つの役割を担っているが、水際防疫関係の業務は、当初からあった家畜伝染病予防法や狂犬病予防法に基づく輸出入動物や畜産物の検査に加え、感染症法に基づく輸入サルの検査、水産資源保護法に基づく水産動物の輸入許可業務などその範囲は拡大している。さらに、具体的な業務となれば、法律に基づく検査だけでなく、その実効性を高めるため、動物検疫制度の広報、検疫の基盤となる検査体制の整備、検疫対応の検証や検査技術の向上のため

のリスク評価や調査研究を行うとともに、旅客の靴底消毒や車両消毒の実施なども主導している。

3 動物検疫の課題

わが国での主要な伝染病の発生状況を見ると、結核、ブルセラ、豚コレラなどの歴史的な伝染病は、長年の摘発淘汰やワクチンの開発・接種徹底と動物検疫の取り組みで清浄化されてきており、狂犬病も半世紀以上清浄性を維持している。その一方で、この十数年の間に口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザやBSEのような疾病が発生し、法定の家畜伝染病以外をみれば、さまざまな病気が国内に侵入している。

(1) 人や物の移動の増加、スピードアップ

いうまでもなく、近年、人や物の移動はますます増加していて、日本人を含む入国者の数は4千万人近くとこの50年で70倍になり、輸入金額も80兆円と30倍近くになっている。また、ウイルス疾病であれば、飼養規模が大型化した中で発生すれば大量のウイルスが排出され、移動や輸送のスピードアップは、そのウイルスを感染力があるうちに必要量を遠くまで運ぶことになる。

(2) 伝染病の侵入経路の多様化、新たな伝染病の発生

図は、海外の資料を参考に、家畜の伝染病の侵入経路と対策を整理してみたもの。家畜や貨物として輸入される畜産物などは行政サイドで捕捉できていて、検疫の対象とする物（指定検疫物）の選択と衛生条件や日本到着後の検査が的確であれば問題はないが、輸入品目や流通も多様化し家畜衛生事情は日々変化している。平成12年の口蹄疫で原因の可能性があると言われた中国産麦わらの飼料利用を少なくとも中央の関係者は知らなかったし、国内侵入後になって検疫対応が強化された伝染病は少なくない。旅客の携帯品や郵便物として持ち込まれる畜産物については、広報や探知犬の導入などで全体量は抑えられているが、申告せずに持ち込まれるケースは少なからずあり、任意放棄された畜産物から高病原性鳥インフルエンザのウイルスなどが分離されている。また、空海港での旅客の靴底や車両などの消毒については、所

[†] 連絡責任者：小倉弘明（農林水産省動物検疫所）

〒235-0008 横浜市磯子区原町11-1 ☎045-751-5923 FAX 045-754-1729

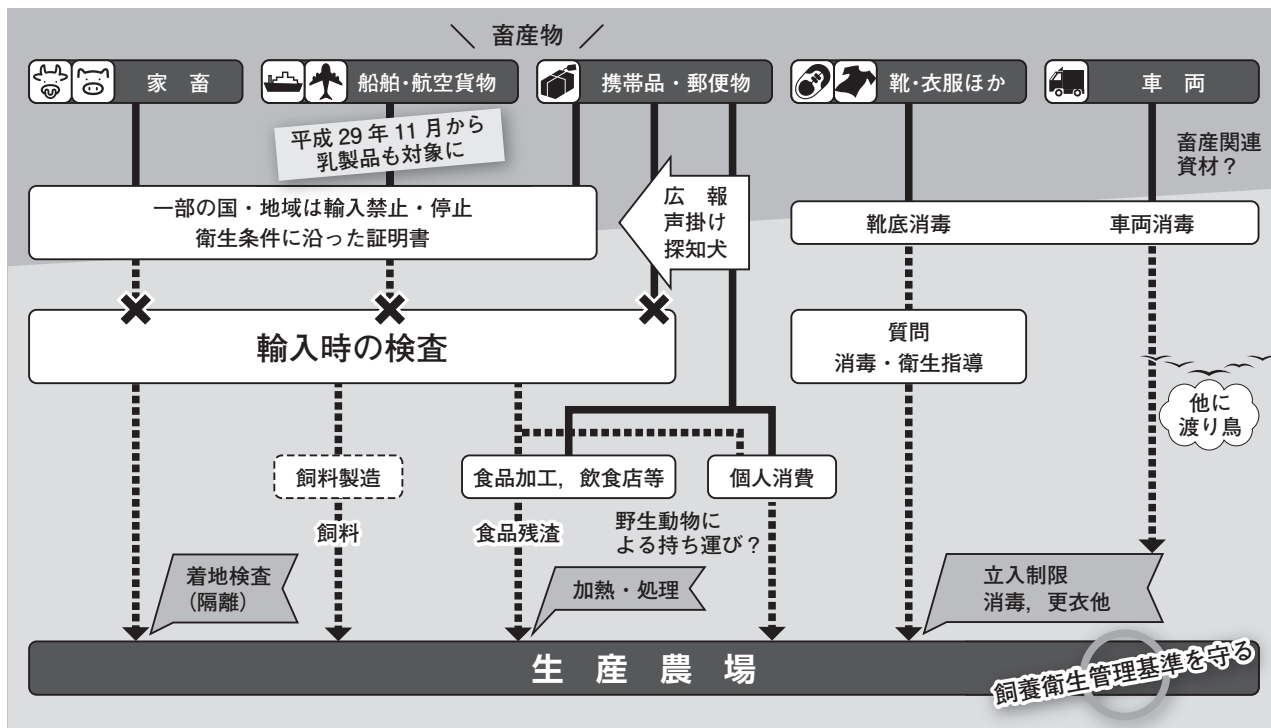


図 家畜の伝染病のおもな侵入経路と対策

内で行った試験で、きれいな靴であれば何千歩かの歩行と時間の経過でそのリスクはほとんどないことがわかっているが、短時間で関係施設を行き来する畜産関係者の問題は残る。

狂犬病についても、発生国からの犬や猫などの輸入では、個体識別、ワクチン接種、抗体検査、待機期間と厳しい条件が課されていて、侵入確率は数万年に1回という研究報告もある。その一方で、キャンペーンの実施で外航貨物船からの不法上陸犬は減ったものの、内陸まで運ばれることもある海上コンテナでの猫などの迷入動物も連絡を受け捕獲に協力したものだけでも年間十数頭あり、おそらくリスクはこちらの方が大きい。

4 動物検疫所の課題への対応

人や物に移動の増加、多様化の中、従来どおりの対応だけでは歴史が繰り返される。

畜産物関係では平成29年11月から新たに乳製品の動物検疫対応を行うことになったが、動物検疫所では、国内外の疾病関連情報の収集を行い、リスク評価を順次行って、輸入家畜の検査項目の見直しや畜産物検査の合理化を進めるとともに、検疫対象となっていない飼料など畜産関連資材のリスク評価にも着手している。

また、動物・畜産物を輸入することができる空海港は全国に98カ所あり、さらに、外航船がやってくる港はその2倍ある。このため、これらの港の税関、入国管理局、船舶代理店などに実態把握も兼ね制度の周知についての協力要請に回っている。

さらに、伝染病の侵入ルートが多様であっても国内の動物に感染しなければ問題はない。図にもあるとおり、生産サイドでも行うべき対策はあって、家畜であれば着地検査、畜産物由来の食品残渣であれば加熱などの適切な処理、人や物であれば立入制限や消毒など飼養衛生管理基準に掲げられた取組みがされていれば伝染病の侵入は防止できる。また、コンテナ迷入動物も然りで、輸入関係者、地元保健所等と意識を共有して確実に捕獲していく必要がある。このため、国内の関係者との連携、分担の第一歩として、全国各ブロックで都道府県の家畜衛生部局や公衆衛生部局と連絡会議、協議会を開催させていただくようになっていて、お互い何ができて、何ができないのか、さらにコミュニケーションを深めていこうと考えている。

5 おわりに

冒頭紹介した、14世紀のヨーロッパでのペストの大流行は、モンゴル軍の侵攻とその後の東西の交易の活発化が背景にあったとのこと。家畜の世界では牛疫も同様の歴史がある。ただ、ペストや牛疫の時代と違い、今では、病気、防疫についてのさまざまな知見、経験が積み上げられ、多くのツールも手にし、そして組織も構築されている。

政府では、国内市場が縮小する中で、拡大する世界の食市場に向けた農林水産物の輸出促進に取り組んでいるが、畜産物の輸出促進はこれまで築きあげられてきた国内の高い衛生水準が前提になっている。今や伝染病の侵

入防止は、国内の畜産経営の安定、畜産物の安定供給の面だけでなく、畜産物の輸出促進の前提にもなるものであり、大きく言えば国内の畜産の将来をも左右する。

動物検疫は国内の防疫と一体であるべきとして現在の組織、しくみが作られている。増加、多様化する人や物

の動きをよく見詰め、都道府県をはじめとする自治体、輸入関係者、生産者、獣医師、関係者の方々と情報を共有し、伝染病の侵入防止に連携・分担して取り組んでいけたらと思う。